

第17回荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 議事要旨

平成19年3月17日(土)、「第17回荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」が開催されました。今回は、協議会のより円滑な運営を目的とした「運営委員会」方式を事務局から提案し、意見交換を行いました。

【主な議事内容】

●荒川水系河川整備基本方針について

事務局から「荒川水系河川整備基本方針」について、策定のための手続き、基本方針の概要、今後の予定等の説明がありました。

●自然再生事例の紹介—アザメの瀬—

事務局から自然再生の先進事例として「松浦川・アザメの瀬」について紹介がありました。会議の進め方、地域住民の主体的な活動状況、自然再生方針などについて説明がありました。

【学識委員からの説明】

- 太郎右衛門地区に比べて小規模な地域の自然再生であった。話し合いは円卓形式で、市民が議論の中心となって進めたとのこと。学習センターがインフォメーションセンターの役割を果たし、アザメの瀬に関わるあらゆる情報が蓄積されていた。議論に参加していなくても、その情報がみんなに伝わる仕組みができているようであった。
 - アザメの瀬で主体的に活動している方々の自然再生に対する熱意に非常に感心した。また、環境学習の一環として設けた田んぼが減反政策の指導を受けるなど、自然再生は河川管理者だけではできないこともあり、いろいろな行政が力をあわせることも重要だと感じた。
 - アザメの瀬、太郎右衛門の両事業とも、氾濫原的な湿地再生という点では同じであるが、太郎右衛門は、より生物の多様性の保全再生を重視していること、対象地だけでなく、エコロジカルネットワークという視点にたった事業であることが特徴であると思う。アザメの瀬は、かつていた生き物を取り戻して自然のふれあいの場づくりに重点を置いていると感じました。地元の方が非常に前向きで、目先の利便性にとらわれない議論をし、将来世代を念頭に置いた発言をしていました。地元の首長さんが持続性ある地域づくりに向けた視点で取り組んでいることが印象的であった。このような点から太郎右衛門の協議会で足りないのは、自治体の積極的な関わり、関心の寄せ方、また、自治体への協議会からのアプローチが足りなかったと思われ、今後、情報発信の大切さを感じました。
 - 自然再生と一言で言っても、どんな自然を作るのか、目標をしっかりと定めなければならない。
- また、自然再生は、人間の時間でなく、自然の時間を意識して取り組んでいくことが重要ではないか。「しばらく自然に任せたら」ということをキーワードに考えていければよいのではないか。

○アザメの瀬は、その地域性から参加者の考え方が一色になっているが、太郎右衛門地区は多様な立場、考えの人が存在する。その中で様々な科学的知見を提供して、議論し、課題解決していくことが重要である。

説明に対する一般委員からの意見は次の通りです。

- 整備は17年度で概ね完了したとのことであるが、事業予定が24年度までというのはどういうことか。
- 整備後も追跡調査からフィードバックするアダプティブマネジメントを行っている。
- 土木工事としての整備は終わっても、自然再生地としては、事業が続くということだと思われる。
- セイタカアワダチソウは、今後太郎右衛門などでも課題になると思われる。
- アザメの瀬では、セイタカアワダチソウの背面に樹木を植えて日影を作り、同種の生育を妨げる方法が考えられている。

●協議会の進め方等について

これまで、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会では、事務局である荒川上流河川事務所が主導となって協議会の運営を行ってきました。今後は自然再生推進法の理念にのっとり、一般委員、地方公共団体委員、学識経験者、荒川上流河川事務所、それぞれの代表が集まって協議会の運営について議論する運営委員会を設けることを事務局から提案しました。

主な意見は次の通りです。

- 12名という人数の根拠は何か。また、進め方は委員長などを決めるのか。
- 自治体の人数が多すぎるのではないか。
地方公共団体の代表は、県1名、市町で1名の計2名とし、他の2名は出席義務のあるオブザーバーとしてはどうか。
- 事務局案では一般委員とそれ以外の人数が6：6となっている。委員長を一般委員から選出した場合、議決にあたって5：6となってしまう。市民委員はもっと増やした方がよい。
- 自然再生事業は、市町が責任を持って取り組まないとうまくいかない。
- 地方公共団体委員は行政の立場で参画しているので、持ち帰って検討したい。
- 川島町の委員が一人も運営委員にならないのは困る。市町単位で推薦枠を設けたらどうか。
- 自然保全は地域代表とは関係ないので、公平な視点で選んでももらえればそれでよい。
- 作文で審査すると、文章の巧拙だけで判断されてしまう。配慮をしてほしい。協議会の最高責任者である会長は、学識経験者とは別枠で運営委員会に入るべきである。
- 運営委員会は情報公開を原則として、議事録を公表すべきである。

●まとめ

- 運営委員会の役割は、協議会及び関連する会議の運営、議事、作成資料、進め方等について議論していくものである。運営委員は、市民同士、行政同士でも立場が異なるが、議決で決めるのではなく合意を図りながら進めることとする。
- 一般委員は7名とし、個人として選出する。ただし、地域的なバランスも考慮したいので、各地区からの積極的な参画をお願いしたい。
- 運営委員選定の審査は、中立的な立場の6人の学識委員をお願いすることで、多様な視点で審査ができ、中立性、公明性が保たれると考える。
- 運営委員会の議事録は公開する。
- 他の意見は事務局で再検討する。

以上